

看護師特定行為研修の開講式

特定行為とは

診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる特定領域の医行為のこと。

現在は、38 行為が認められている。

当院で取得できる特定行為

- ★在宅・慢性期領域パッケージ＋血液ガス分析
- ★外科術後病棟管理領域パッケージ
- ★術中麻酔管理領域パッケージ

今年は4名の受講生
が誕生しました。

